

議会だより 35号 編集 議会運営委員会

議会からのお知らせ

平成20年第3回定例会は、9月16日に招集され会期を4日間と決め町長の行政報告のあと、2名の議員が一般質問を行いました。また、選挙1件、承認1件、議案11件、同意1件、認定5件、報告1件、発議1件、意見案1件を審議し全て原案のとおり可決し会期を2日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎選挙

△北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

この選挙は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の町村議会議員区分において候補者が定数1名を超える2名となったことから選挙が行われたものです。

北海道内すべての町村議会の選挙の総得票数により当選人を決定するもので、有効投票数10票、無効投票数0票で、有効投票のうち鶴居村議会議員の松井宏志氏が10票を獲得しました。

◎承認

△平成20年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により9月5日付けで専決処分したものです。

内容は、鹿部野球スポーツ少年団クラブプーズが「第15回太陽グループ杯争奪全道少年軟式野球選抜大会渡島支部予選大会」において優勝し、稚内市で開催される全道大会の出場権を獲得したことから、選手・監督・コーチの経費93万5

千円を追加措置したものです。



◎条例

△地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、鹿部町特別職等報酬審議会条例と議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例において、文言の一部改正が生じたことから関係条例の一部を改正したものです。

△鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正したものです。

△鹿部町安全で住みよい町づくりに関する条例の一部を改正する条例の制定について

犯罪被害者等の支援等に関する施策の策定及び実施について、地方自治体の

責務であると明記されたことから町条例に係する

「鹿部町安全で住みよい町づくりに関する条例」に「犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。」の条文を追加したものです。

△鹿部町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北海道医療給付事業補助要綱が改正され、新たに、「精神保健手帳の交付を受けた方で1級に該当する方」が補助対象に加えられることから、本条例において助成対象とするため条例の一部を改正したものです。

△鹿部町国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について

有事の際において、自衛隊員の派遣、海上保安本部やバス運送業者等を委員として任命されている市町村も多数あることから、防災関係機関や協力機関から委員任命についての要請があった場合を考慮し、鹿部町国民保護協議会の委員定数を15名以内から20名以内に改正したものです。

◎補正予算

△平成20年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ2千74万5千円を追加し、予算総額25億3千3百64万9千円となりました。

内容は、税システムの改修委託料1千3百2万円の追加が主なものです。

△平成20年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について



歳入歳出それぞれ3百43万9千円を追加し、予算総額8億4千8百15万4千円となりました。

内容は、平成20年度の老人保健拠出金など金額の確定に伴う1百7万1千円の減額と、平成19年度退職者医療交付金確定に伴う償還

金4百54万2千円の追加が主なものです。

△平成20年度鹿部町老人保健特別会計補正予算について

補正予算額はゼロ円で、歳出の医療給付費及び医療費支給費8百74万4千円を減額し、平成19年度医療費

の確定に基づく社会保険診療報酬支払基金、国、道への償還金8百62万5千円と

町一般会計への繰出金12万5千円を追加したものです。

△平成20年度鹿部町介護保険事業特別会計補正予算について

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ2百28万4千円を追加し、予算総額2億1千9百28万4千円としました。

内容は、国庫支出金等の過年度分の精算に基づく償還金1百39万1千円を追加したものが主なものです。

また、サービス事業勘定の補正予算額はゼロ円で、歳出の諸支出金30万3千円を減額し、介護予防支援サービス事業費の委託料30万3千円を追加したものです。

△平成20年度鹿部町後期高齢者医療特別会計補正予

算について

歳入歳出それぞれ81万5千円を追加し、予算総額3千9百16万9千円としました。

内容は、後期高齢者医療広域連合納付金66万1千円の追加が主なものです。

◎その他

△北海道町村備荒資金組合規約の変更について

内容は、北海道市町村備荒資金組合から組合規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めたものです。

◎同意

△鹿部町教育委員会委員の任命について

村田勝則氏（字宮浜238番地3）の任命について満場一致で同意されました。

◎発議

△鹿部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、「議会は、会議規則の定め

るところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたことから、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。
◇道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について



【提出先】

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、総務大臣
財務大臣、国土交通大臣

【以上15件、原案どおり可決】

一般質問

■ふるさと納税制度について

（質問者）
中川 一 議員

ふるさとを大切にしたい、ふるさとの発展に貢献したいという想いから、都道府県・市町村等に寄付を行った場合、個人住民税などの一部が控除される「ふるさと納税制度」が地方税法等の一部を改正する法律により、4月30日に公布されました。

当町においても条例整備がなされたところでありますが、この「ふるさと納税制度」の活用及び周知について、町長のご見解をお伺い致します。



■この制度を活用するため、「ふるさとしかべ応援寄附金要綱」を定め、当町を想い、応援していただけ個人、団体から寄附を募り、まちづくりの貴重な財源として活用して参る考えであります。

（答弁者）
川村 茂 町長

中川議員の一般質問にお答えいたします。

本制度は、本年4月30日地方税法等の一部改正により導入され、当町としても5月14日開催の臨時議会において鹿部町税条例の一部改正を行っております。

本制度は、議員ご指摘のようにふるさとを想う納税者が自らの意思で寄附したい自治体を選び、自治体はその想いに応えられる施策に活かしていくことで地域の活性化はもとより、地方自治への関心を高めてもらうことを目的としております。また、この制度により寄付されますと、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額を控除するというものであります。

税額控除につきましては、

定められた計算方法により行いますが、寄附者は寄附した年の確定申告により、その年分の所得税還付及び翌年度の個人住民税の税額控除が受けられることになります。

尚、税条例改正後、電話等による相談が当町にも数件ありましたが、実際に寄附された方は現在ございません。

町では、この制度の活用のため、「ふるさとしかべ応援寄附金要綱」を定め、当町を想い、応援していただける個人、団体から寄附を募り、まちづくりの貴重な財源として活用して参る考えであります。

要綱案では、募りました寄附金は、その使途目的を寄附者自身が予め指定できるものとして、次の6つの事業を想定しております。

一つ目として教育、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業、二つ目として健康、福祉及び医療の充実に関する事業、三つ目として地域産業の振興に関する事業、四つ目として地域防災に関する事業、五つ目として自然環境保全に関する事業、六つ目がその他、

目的達成のため町長が必要と認める事業、以上、具体的な事業として5つ、事業を町側に委ねるものと合わせて6事業としております。尚、議員皆様には「要綱案」の詳細につきまして、早急にご説明できるよう現在準備を進めているところであります。

又、要綱の周知は、現在、鹿部町ホームページへの掲載と広報誌への掲載を予定しているところであります。以上の内容をもって答弁とさせていただきます。

■再質問、再々質問の要約

(質問者)

中川 一 議員

ふるさと納税制度に対し、町の迅速な対応を望みます。この制度を利用し鹿部ファンを増やし、観光客の誘致や鹿部町出身者の故郷への訪問の回数を増やすことによつて地産地消の拡大、ゴルフ利用税及び入湯税の増加による自主財源の確保が望まれると思います。その辺の町長の考えをお聞きます。

また、当町は他の自治体より、ふるさと納税者が多いと思います。

リゾート地区に住んでいる方が、出身自治体に寄付すると言う事も考えられます。逆に出身自治体への寄付による税控除が発生するのではないかと思います。税額控除とのバランスをどのように試算されているか、お伺いします。

■再答弁、再々答弁の要約

(答弁者)

川村 茂 町長

ふるさと納税制度については、5月に町広報で周知しておりますが、大々的なピアールについては、私も遅いと思っております。

中川議員言われるとおり、私もこの制度を色々な意味で活用したいと考えております。

リゾート地区の方から「ふるさと納税」と言う事で、出身地にも送りたい。今現在、鹿部町にお世話になってるので、鹿部町にも送りたいと言う相談が数件きているところであります。

先程ご説明しましたが5,000円以上の寄付があった場合は、住民税と所得税の税額控除が受けられます。一律控除ではなく課税所

得によつて控除額が変わります。

例えば5万円を寄付された方で課税所得が195万円から329万9千円までの場合は、住民税が33,850円、所得税が4,500円、合計で38,350円が税額控除と言う事になります。現在、寄付された方がおりませんので、今後の推移を見据えなければ具体的な数字はつかめていない状況であります。

■町税等の収納対策について

(質問者)

吉 英樹 議員



1%、17年度82.2%、18年度81.1%と非常に低い数字で3年間の平均で約81.8%と渡島管内で最下位となっております。

また、国保税の収納率は平成18年度で87.29%これは全道134番で下から6番目と誠に情けない数字となっております。この事に対しての町長のご見解をお伺いいたします。

■滞納者の生活や家庭状況などについて時間をかけて納税相談を行い、納税誓約書に基づいて自主納付していただき、履行しない場合は給与、預金等の差押を実施しております。滞納対策については、今後とも強い気持ちで取り組んで参りたいと思います。

(答弁者)

川村 茂 町長

吉議員の一般質問にお答えいたします。

始めに北海道町村議員研修会において配布された資料による町税とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、町たばこ税の5税であり、収納率は間違いありませんが、この資料は、現年度分と滞納分の

本年度、北海道町村議員研修会で配布されました町村行財政資料によりますと、町税の徴収率が平成16年度から平成18年度までの3年間それぞれ16年度82.2%

合計に対する収納率となっており、平成19年度の率については、全道の状況は公表されていませんが、当町は、82・1%となっており、

一方、国保税の配布された資料の数値は、現年度分のみに係る徴収率となっており、議員ご指摘のとおり、全道的にも管内的にも低い状況で平成19年度の徴収率も85・2%となっております。

収納率が低い要因として考えられることは、漁業の総水揚げが伸びているものの、平均的な底上げには至らず、人件費や資材等の借金が重なっていること、また、金融機関等からの多重債務の返済に追われていること、更には、景気の低迷を反映して、年間を通じて不安定な雇用状況にある方が多いこと、これらが重なり納税が後回しになっているのが現状と思われる。

このようなことから、滞納対策としては、従来からの悪質滞納者については、渡島・檜山地方税滞納整理機構に依頼しており、一定の成果が上がっております。また、従来、主として戸

別訪問にウエイトを置いて対応してきましたが、10数回訪問しても納付に至らないケースが多いことから、平成20年度からは、従来の「訪問型」に加え、「呼出型」も取り入れて、滞納者の生活や家庭状況などについて時間をかけて納税相談を行い、納税誓約書に基づいて自主納付していただき、履行しない場合は給与、預金等の差押を実施しております。なお、20年度における納税誓約者は27名、納付率は8月末現在で93・2%ですが、履行できないため給与の差押に着手している方も数名おります。

更には、漁協の納税準備貯金からの口座振替は、従来、毎月20日に固定資産税、軽自動車税、町道民税、最後に国保税の順で引落としていきましたが、1期当たりの税額が大きい国保税については残高不足で引き落とし出来ない納税者もおります。

このことから、漁協の2回目の精算日であります月末の納税準備預金を期待して、翌月の5日に再度引き落とす事務処理を漁協と協議を重ねた結果、来月10月

より行える調整が図られたところであります。

最後に、本年7月に税務課、総務・防災課、建設水道課、水産経済課、保健福祉課、生涯学習課、幼稚園、給食センターの構成により「鹿部町債権管理事務連絡会議」を立ち上げ、相互の情報共有の中で町全体の債権回収対策を現在検討しておるところであります。以上、現在の状況を報告しましたが、滞納対策は、今後とも給与、預金等の差押を含め強い気持ちで取り組んで参りたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

■再質問、再々質問の要約(質問者)

吉 英樹 議員

収納率は、改善の方向に進んでいると言うご説明ですが平成19年度が1%増えて82・1%と上がっておりますが、渡島の平均は、87・9%です。

収納率が悪いと国からの補助金とか交付金に影響あると言う事を聞いた事があります。

町長は、当面合併しないと言っておりますが、最

近は合併しないと言う発言をされていると聞いております。

そうであれば、自主財源となる町税は、100%頂かないと将来やっていけないのかどうか難しくなってくると思います。

住民に優しい町政も大事だと思いますが、その辺をもっと厳しくされていった方がいいと思いますが、どうでしょうか。

■再答弁、再々答弁の要約(答弁者)

川村 茂 町長

国保会計の調整交付金は、保険税の収納率によってペナルティーが科せられます。平成19年は、9%減額され、医療分が6百44万1千円、介護分で31万1千円となっております。

当面は合併しないと言う事で、町民・議会議員の皆様からの理解を得ながら行財政改革を進めてきました。

3年前に10年間の財政推計を立て、その中で良い方向にいつていると言うような事から当面となると町民も不安な部分、職員も何となく中途半端な部分があります。

現在の状況であれば合併しなくても、それは永久に続くとは思いませんが、私の考えでは、合併しなくてもやって行けると思っているところでもあります。

渡島・檜山滞納整理機構では実際に差押え等を実施し、一定の効果が上がっております。

私共も職員を2年間滞納整理機構に派遣して、ノウハウ的な部分を取得しました。

今年から強い気持ちで実際に取組んで成果も上がってきていると言うような状況であります。

これから強い体制で取組んで行きたいと思っております。

※再質問、再答弁については、要約しております。



平成19年度決算認定

5 会計総額41億 4 千531万円を審査

平成19年度各会計決算額

会 計 別	歳 入	歳 出	差引き額
一 般	2, 536, 424, 743円	2, 485, 521, 761円	50, 902, 982円
国 保	813, 642, 532円	880, 356, 874円	▲66, 714, 342円
老 人 保 健	449, 170, 005円	440, 423, 497円	8, 746, 508円
介護（保 険）	199, 771, 435円	188, 895, 280円	10, 876, 155円
介護（サービス）	724, 985円	724, 985円	0円
水道（収益的収支）	109, 805, 778円	90, 977, 638円	18, 828, 140円
水道（資本的収支）	4, 958, 085円	58, 414, 797円	▲53, 456, 712円
合 計	4, 114, 497, 563円	4, 145, 314, 832円	▲30, 817, 269円

平成19年度の決算認定は、本会議初日に議長を除く議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し翌日開催した同委員会では慎重に審査した結果いずれの会計も認定すべきものと決定され、本会議において満場一致で認定されました。

第2回臨時会

第4回臨時会は、7月30日に開催され、次の事項について審議されました。

◎承認

△平成20年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により7月18日付けで専決処分したものです。

内容は、平成20年度中学校陸上競技大会渡島大会で3年生男子100メートル走1名と、男子400メートルリレーにおいて全道大会出場権を獲得されたことから、小樽市で開催される全道陸上競技大会に出場する経費25万円と、中体連渡島大会で1年生の女子が柔道70kg超級クラスで優勝し、釧路市で開催される全道大会に出場する経費11万円を追加措置したものです。

◎その他

△車両の購入について
内容は、建設機械等整備

費補助金3分の2の内示を受け、除雪トラック7台級ダンプを購入するものです。

【購入の名称】

7tダンプトラック1台

【購入の方法】

指名競争入札

【購入金額】

2千3百41万5千円

【購入の相手方】

函館日野自動車株式会社

代表取締役 河村隆平

◎補正予算

△平成19年度水道事業会計補正予算について

資本的支出に8百15万7千円を追加し、予算総額6千2百46万9千円としました。

内容は、鹿部バイパス工事に係る配水管移設工事設計委託料及び配水管移設工事請負費を追加措置したものです。

【以上3件、原案どおり可決】

委員会の活動

総務経済常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長	竹ヶ原公勝
副委員長	浦 梅吉
委員	伊藤 辰男
委員	千葉 光義
委員	吉 英樹

◇調査事項

鹿部町行財政計画の進捗状況について

◇調査実施日

平成20年7月15日

◇調査方法

担当課から説明を受け、提出のあった資料に基づき調査を実施した。

◇調査結果

当町では、長引く景気の低迷や国の進める「三位一体の改革」による地方交付税・補助金の減少などの状況を踏まえ、平成16年10月に行財政改革室を設け、今後10年間を推計した「鹿部町行財政計画」を策定した。この計画は、平成17年度から26年度までの10ヵ年計画で、平成17年度を初年度として事務・事業の見直し等、



さまざまな行財政改革の取り組みが行われている。

本計画では、地方交付税等の削減による歳入不足を補うため、事務・事業の見直しを図るとともに、人件費や物件費などの削減を行い平成16年度末の基金残高17億8千2百66万7千円を計画的に運用し行政運営を行うもので、最終年度となる平成26年度末の基金残高は、6億6千3百82万1千円と予想されている。

基金の運用計画は、平成21年度がピークで、2億9千8百69万2千円の取崩しを予定しているが、平成23年度には1億7千1百73万円まで減少し、最終年となる平成26年度では、1千6百93万5千円まで減少する計画となっている。

これまでの基金の運用状況であるが、当初の計画で平成19年度末の残高を14億6千2百77万円と推計していたところであるが、19年度決算においては計画を3億1千9百23万7千円上回り17億8千3百7千円の残高となっている。

今後、予期せぬ行政需要や国から交付されている地方交付税が大幅に削減され

なければ平成26年度末の基金残高は、当初の計画を上回る9億円程度となる見込みである。

地方債残高（借入残高）は、当初計画がスタートした平成16年度末において35億7千5百48万7千円であったが、平成18年度までの3カ年で高金利の地方債を繰り上げ償還するなど、負担の軽減が図られているものと思われる。なお、平成19年度中における地方債の償還額は、当初計画していた4億1千5百49万9千円を下回る3億4千75万9千円となり、平成19年度末現在の地方債残高は、29億6千8百61万5千円となっている。

今後、地方分権の進展に伴い新たな行政需要も予想されるなど、これから厳しい財政環境が続くと思われるが、健全で安定した財政運営に努め適切な対応を望むものである。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長	佐藤 頼幸
副委員長	中川 一
委員	盛田 鐵次
委員	小林 勲
委員	野田 重毅

◇調査事項

平成20年度鹿部町保健事業（各種検診）の実施予定について

◇調査実施日

平成20年7月16日

◇調査方法

担当課より説明を受け、資料に基づき調査を実施した。

◇調査結果

今年度の保健事業（各種検診）は、32項目が予定されており、主なものとして特定健診、脳ドック、各種がん検診、健康相談・教育、乳幼児健診、予防接種等でこれらの事業費として1千5百75万円の予算が計上されている。

平成20年4月から各種健（検）診の実施主体や対象者等が変わり、これまで実施してきた基本健診（住民健診）が老人保健法の廃止によって高齢者医療確保法

による特定健診へ移行され、各医療保険者において実施することが義務化された。

当町においては、国保加入者の40歳から74歳までの町民について実施義務を負うことになることから、これまで基本健診を実施してきた衛生部門が特定健診を実施し健診に係る予算は、一般会計で予算計上し、掛かった経費については、国保会計から繰入される。

特定健診では、身体計測、血液検査、尿検査、医師診察などが実施され、高血圧症や心臓病、糖尿病といった生活習慣病の発症段階前のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が疑われる人や予備群と判定された方々に対して特定保健指導が実施される。当町では、6月24日から26日にかけて各地域において特定健診が実施されたところであるが、対象者1,578名に対し300名が受診している。生活習慣病の発症段階前のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）などに着目した特定健診並びに特定保健指導は、生活習慣病予防、介護予防等を図る上で重要な事業である

と考えられる。また、住民一人ひとりが、自分自身の健康状態を知ることができ健康管理に対する意識が高まる。更に、疾病予防、疾病の早期発見により、医療費の抑制につながるものと思われる。

今後も充実した保健事業を継続するとともに、啓発・啓蒙活動を強化し、受診率の向上に努め、住民の健康増進に尚一層の努力を期待するものである。

議会を傍聴してみませんか 次回の定例会は、12月上旬 に開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です。～
傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入だけです。

◇編集 議会運営委員会

委員長	伊藤 辰男
副委員長	吉 英樹
委員	盛田 鐵次
委員	竹ヶ原公勝

